

令和6年9月議会

教育子ども委員会報告資料

報告第43号

教育・保育給付認定事務に係る説明の誤りによる損害賠償額の決定に関する専決処分について

・・・1頁

子ども未来局

報告第 43 号

教育・保育給付認定事務に係る説明の誤りによる損害賠償額の決定に関する専決処分について

事件発生日	令和6年6月12日
事件発生場所	福岡市南区塩原3丁目25番1号 南区役所保健福祉センター子育て支援課
相手方	個人情報の取扱いに配慮を要する者A
事件の概要	南区役所保健福祉センター子育て支援課において、保育所入所児童の父である相手方からの保育所利用にかかる電話問い合わせ対応時に、対応した職員が説明を誤ったことにより、相手方に本来提出の必要のない書類の交付を受けるための費用負担を生じさせ、損害を与えたもの。
事件の経緯	<ul style="list-style-type: none">・ 令和5年4月6日、相手方は、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定を受け、同月から同人の子に保育所を利用させていた。・ 令和6年6月12日、相手方は、同人が勤務先を退職したことに伴い、同人の子が保育所の利用を継続するために必要な手続きを確認するため、南区役所保健福祉センター子育て支援課に電話にて問い合わせた。・ 同課所属の職員は、相手方が精神障害者保健福祉手帳の写しを既に同課に提出していたため、診断書の提出を求める必要がなかったにもかかわらず、相手方に対し、診断書を提出するよう説明した。・ 上記の結果、相手方は医療機関を受診し診断書の交付を受けたため、同人に診断書料の負担を生じさせ、損害を与えたもの。
損害賠償額	3,300円
専決処分年月日	令和6年8月20日